

電力広域的運営推進機関 需要想定要領 新旧対照表 (案)

変 更 前	変 更 後 (変更点に下線)
<p>平成 27 年 4 月 1 日施行                      平成 28 年 4 月 6 日変更                      平成 28 年 10 月 18 日変更                      令和元年 7 月 1 日変更                      令和 2 年 7 月 9 日変更</p> <p style="text-align: center;"><b>需要想定要領</b></p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日施行                      平成 28 年 4 月 6 日変更                      平成 28 年 10 月 18 日変更                      令和元年 7 月 1 日変更                      令和 2 年 7 月 9 日変更  <u>令和 4 年 4 月 1 日変更</u></p> <p style="text-align: center;"><b>需要想定要領</b></p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前

I. 総 則

1. は省略

2. 用語

この要領で使用している用語の定義は以下のとおりである。

(1)使用端電力量

一般送配電事業者の流通設備を通じて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電力量、並びに電気事業法第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給により供給する電力量。

(2)～(8)は省略

(9)供給区域需要

一般送配電事業者の各供給区域における流通設備を通じて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電気の量、並びに電気事業法第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給により供給する電気の量。

(10)～(13)は省略

変更後(変更点に下線)

I. 総 則

1. は省略

2. 用語

この要領で使用している用語の定義は以下のとおりである。

(1)使用端電力量

一般送配電事業者もしくは配電事業者の流通設備を通じて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電力量、並びに電気事業法第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給により供給する電力量。

(2)～(8)は省略

(9)供給区域需要

一般送配電事業者もしくは配電事業者の各供給区域における流通設備を通じて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電気の量、並びに電気事業法第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給により供給する電気の量。

(10)～(13)は省略

変更前

III. 供給区域の需要想定

1. は省略
2. 実施主体  
一般送配電事業者
3. ~ 5. は省略

IV. 供給区域の需要想定を検証

1. は省略
2. 実施主体  
一般送配電事業者
3. ~ 5. は省略

変更後(変更点に下線)

III. 供給区域の需要想定

1. は省略
2. 実施主体  
一般送配電事業者及び配電事業者
3. ~ 5. は省略

IV. 供給区域の需要想定を検証

1. は省略
2. 実施主体  
一般送配電事業者及び配電事業者
3. ~ 5. は省略